

令和 2年 3月11日

保護者の皆様

京都市立東総合支援学校  
校長 森田 香織  
(TEL : 594-6501)

**新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止のための学校臨時休業  
臨時休業中の児童生徒の過ごし方、居場所の確保に関して改めてのお願い**

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、この度の新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止のための急な臨時休校措置にもご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、従前から総合支援学校には感染症へのリスクがより高い児童生徒がいる中で、何よりも子どもたちの命を守るために、感染症対策には学校を挙げて取り組んでいるところですが、京都市内も含め、京都府下での新型コロナウイルスの感染例がこの数日間にも相次いで報道されており、各ご家庭におかれても強い危機感を持っておられることと存じます。

こうした中、休業期間中はお子様の感染予防、感染拡大の防止のためにも、原則、自宅待機をしていただき、また、人の集まる場所等への外出を避けていただく等、改めて、各御家庭での感染拡大防止に向けたお取組について、保護者の皆様のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、お子様が自宅に一人で居ることが難しい場合等は、放課後等デイサービスをはじめとする福祉サービスの利用により、安全な居場所を確保していただけるように、国や京都市からも各施設に協力要請を行っているところでもありますので、そうしたサービスのご利用も併せてお願いいたします。

そのうえで、3月5日（木）から実施しております、居場所の確保が難しいやむを得ない事情がある場合の総合支援学校での特例受入れについて、教育委員会から、令和2年3月16日（月）から3月23日（月）まで延長することが示されましたので、本校においても、継続して実施いたします。

については、今回の特例受入れの趣旨である、どうしても居場所の確保が難しい場合の非常的な対応であることを改めてご理解いただき、3月16日（月）以降の特例受入れの利用を希望される場合はその旨を個別に確認させていただきますので、3月13日（金）17時までに学校の管理職までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

- ※ 実施時間や活動内容、受入れにあたっての注意事項は3月2日付のプリント「臨時休業に伴う児童生徒の特例受入れについて」をご参照ください。3月23日（月）は11：40下校とします。
- ※ 万一、児童生徒や保護者、教職員に感染者や濃厚接触者が確認される等、状況に変化があった場合は、緊急に全ての児童生徒の特例受入れを中止する場合がありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。